

「越谷サンシティのあり方に関する審議会」の傍聴について (越谷サンシティのあり方に関する審議会条例第8条第4項及び第5項)

● 傍聴にあたっては、次に掲げる事項を遵守してください。

- (1) 静粛に傍聴することとし、喧騒^{けんそう}にわたる行為等の議事の妨害となる行為をしないこと。
- (2) 会議での発言に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (3) 写真の撮影、録画、録音その他これらに類する行為を行わないこと。
- (4) 前3号に掲げる事項のほか、会場の秩序を乱し、又は会議の支障となるような行為をしないこと。

● 会議の傍聴を終えたときは、閲覧に供された全ての会議資料を返却してください。

※そのほか、傍聴にあたっては、市職員の指示に従ってください。